

マイ食出店規約

第1条（目的）

本規約は、長野テクトロン株式会社（以下「甲」という。）が管理するマイ食プラットフォーム（以下「本件プラットフォーム」という。）において、甲が承認する出店申込者（以下「乙」という。）が自己の商品の販売または役務の提供（以下「販売等」という。）を行うためのウェブページ（以下「店舗ページ」という。）を開設し、本件プラットフォームを通じて販売等を行うことについての、甲と乙との間の契約条件につき定めるものである。

第2条（本契約の成立）

1.乙は、本件プラットフォームにおいて店舗ページを開設すること及び本件プラットフォームを通じて販売等を行うことを希望する場合、甲所定の方法により申込みを行わなければならない。
2.甲が乙に対し、前項の出店申込にかかる店舗ページの開設及びその管理のためのサイト（以下「管理サイト」という。）について、必要なID及びパスワード等の情報を提供し乙のためのアカウントを発行した日（以下「アカウント発行日」という。）において甲の承認があったものとして、本規約に基づく甲乙間の契約（以下「本契約」という。）が成立するものとする。

第3条（契約期間）

本契約の契約期間は、アカウント発行日から1年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲または乙の一方から書面による解約の意思表示がない限り、1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第4条（届出事項）

乙は、第2条の申込みに際し、以下の事項をあらかじめ甲に届出るものとし、以下の事項に変更がある場合にもあらかじめ届出るものとする。届出がなかったことによる損害は乙の負担とする。

- (1)商号（屋号）、代表者名及び住所
- (2)取扱商品または役務
- (3)代金の決済方法、商品等の提供方法、希望する注文の通知方法等
- (4)店舗ページに記載する店舗の電話番号及びファックス番号
- (5)第7条に定める管理責任者の氏名、電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレス
- (6)送金先として指定する乙の銀行口座の情報（銀行名、支店名、口座名義人の名称及び口座番号等）
- (7)その他甲が指定する乙の業務に関する事項

第5条（管理サイト及び店舗ページ）

1.乙は、甲からアカウントの発行を受けた後、合理的期間内に、管理サイトにアクセスして店舗ページを開設し、当該店舗ページに、甲の定める規格及び本規約の条件に従い、販売する商品または提供する役務（以下「商品等」という。）についての情報等（以下「コンテンツ」という。）を表示する。
2.乙は、本規約の条件に従い、店舗ページ上のコンテンツを甲所定の方法により時宜に応じて改訂することができる。
3.乙は、別途甲が定める条件（手数料の支払いを含むがこれに限られない）に従うことを条件として、店舗ページの開設ならびにコンテンツの作成、表示及び改訂を甲に委託することができる。この場合、甲は、乙から提供された情報（当該情報が不適切または不十分であったことを含む）に起因するすべての責任は乙が負うものとし、乙は、かかる情報に起因するすべての責任について、甲を補償しなければならない。
4.甲は、甲の自由裁量により、本件プラットフォーム及び管理サイトの体裁、仕様、その他のサービス内容について変更することができる。
5.甲は、本件プラットフォームの目的及びイメージに合致しない商品等の店舗ページにおける販売を禁止することができる。
6.乙は、本規約に定める目的及び範囲に限り、本件プラットフォーム、管理サイト及び店舗ページを構成するソフトウェアを使用することができる。甲は、甲の自由裁量により、かかるソフトウェア等について、その仕様の変更及びバージョンアップをすることができる。
7.乙は、コンテンツの送信その他管理サイトへのアクセスに際しては、甲所定の方法により、甲より発行されたID及びパスワードを入力しなければならない。
8.甲は、コンテンツの送信その他当該サイトへのアクセスについて、送信されたID及びパスワードがいずれも乙が登録したものである場合には、乙からの送信として取り扱うこととし、不正使用その他の事故等により生じた損害については一切責任を負わない。乙は、甲から発行されたパスワードについて、第三者に知られないよう管理し、定期的に甲所定の方法によりパスワードの変更登録を行うなど、パスワードの盗用を防止する措置を乙の責任において行う。

第6条（コンテンツ）

1.乙は、店舗ページにおけるコンテンツの表示にあたり、以下の事項及び法令により表示が要求されるその他の事項について表示しなければならない。

- (1)乙の商号(または屋号)及び住所
- (2)店舗ページの管理責任者名
- (3)顧客が問い合わせを行うための電話番号及び電子メールアドレス
- (4)取引の当事者は乙と顧客であり、商品等についての問い合わせ及び苦情は全て乙が対応する旨
- (5)営業時間、定休日等
- (6)配達対象地域（配達を行う場合）
- (7)商品等の価格及び送料、代金の支払時期及び支払方法
- (8)商品等の引渡時期及び引渡方法
- (9)返品、交換及びキャンセルについて制約がある場合はその内容
- (10)価格や送料以外の付帯的費用、保証その他の販売条件等
- (11)個人情報、購入履歴の取扱方針
- (12)その他甲が求める事項

2.店舗ページには、常に、商品等が最低1つは掲載されていなければならないものとする。

3.乙は、自己のコンテンツが本規約の規定（第15条を含むが、これに限られない）に違反するものではないことを保証する。

4.甲は、乙の作成したコンテンツが不適当と認められる場合には、その内容及び表示を変更するよう求めることができる。乙が甲の変更請求に従わない場合には、甲は店舗ページの削除または表示の停止等の甲が必要と認める措置をとることができる。

第7条（管理責任者）

1.乙は、本契約に基づく出店及び販売等の管理、並びに甲との連絡に責任を有する管理責任者を選任し、かつ、以下の事項を確実にしなければならない。

- (1)管理責任者（及び店舗ページによる販売等に関与するその他の者）に、店舗ページ、管理サイト及び本件プラットフォーム等に関するシステム及びその利用方法を十分理解させること
- (2)管理責任者に甲からの連絡に利用する電子メールのメールボックスを管理させること

2.乙は、管理責任者を変更する際には、変更後の管理責任者の氏名を直ちに甲に対して通知するとともに、パスワードの変更手続をしなければならない。

3.甲が、第4条に従って届出された管理責任者の電子メールアドレスに電子メールを送信した場合には、当該電子メールは乙が受信した時点または甲による送信後24時間の経過のいずれか早い時点に到達したものとみなす。

4.甲が、管理サイトまたは乙がID及びパスワードでアクセスできる甲所定の箇所に連絡事項を掲示した旨を管理責任者の電子メールアドレスに通知した場合、乙は、速やかに当該連絡事項の確認をしなければならない。確認しなかったことによる損害は乙の負担とする。

第8条（月額出店料及び注文手数料）

1.乙は、甲に対し、契約期間中、甲所定の申請書に記載された月額出店料を毎月末日までに翌月分を支払うものとする。支払い済みの月額出店料は、本契約の中途終了その他いかなる場合においても、返還されないものとする。

2.乙は甲に対し、本契約に基づき本件プラットフォーム及びその他の甲のシステムを顧客からの注文の受付に利用することについて、注文手数料を支払うものとする。注文手数料は、毎月、当月1日から当月末日までの本件プラットフォームまたは甲のシステムを通じた注文の月間の総注文額（商品等の代金を送料・手数料・税等込みと設定した商品等の場合はこれらを含む）に、甲所定の申請書に記載された手数料率を乗じて計算され、その支払期限は翌月末日とする。

3.前項の注文手数料は、最終的な注文額に基づき計算されるものとする。甲から乙への注文の通知の後に注文額に変更（値引き、追加注文、注文キャンセル等）があった場合には、乙は、商品等の引渡しから3日以内に、甲所定の方法によりかかる変更について甲に通知するものとする。かかる通知があった場合には、甲は、乙に対し、必要に応じて資料その他の情報の提出を求めることができる。

4.甲が、前項の注文額の変更の通知の内容を確認し、これを承諾した場合に、変更後の注文額が第2項の注文手数料の計算の基礎となるものとする。

5.決済処理に係る全ての業務について、甲は株式会社ダイナプティコに代行を依頼できるものとする。

第9条（注文の処理及び代金回収）

1.乙は、本件プラットフォームまたはその他の甲のシステムを通じて乙の商品等の注文があった場合

の乙への通知方法について、甲所定の方法の中から選択しあらかじめ甲に対して指定しておくものとする。なお、乙は、店舗ページを通じて注文を受け顧客に商品等を配達する地域については、甲所定の基準に従うものとする。

2.乙は、乙の商品を注文した者（以下「顧客」という）に対する商品等の提供方法について、顧客引取りによる方法及び配達による方法の両方または一方を選択することができ、あらかじめ甲に通知するものとする。

3.乙は、顧客からの注文を注文の趣旨に沿って適切に履行するものとし、その履行並びに注文に関する問い合わせ及び苦情等について単独で責任を負う。また、乙は、商品等の顧客への引渡しにあたり、引渡しに関する証憑を取得及び保管するものとし、かかる証憑が不十分であることもしくはかかる証憑を保管していないことによる損害の一切は乙が負担するものとする。

4.乙は、販売等を行うにあたり、特定商取引に関する法律、不当景品及び不当表示防止法、その他関係法令を遵守する。

5.乙は、乙の商品等に対する顧客の支払方法として、下記の全部、複数または一つをあらかじめ選択し、甲に通知するものとする。但し、甲は、選択可能な顧客の支払方法を、甲の判断により廃止する権利を留保する。

(1)現金による方法。この場合、乙は、商品等の配達または顧客による引取りの際に自己の責任で商品等の代金を回収する。

(2)クレジットカード決済による方法。この場合、本件プラットフォームを通じて甲が商品等の代金を代理受領し、毎月1日から当月末日までに受領した代金の総額を翌月末日までに乙に対して送金する。

乙は、甲が商品等の代金を代理受領した時点で顧客の乙に対する代金支払債務が消滅し、当該時点以降はいかなる場合にも顧客に対して当該代金を請求してはならないことに予め同意する。

(3)請求書払いによる方法。この場合、本件プラットフォームを通じて甲が商品等の代金を代理受領し、毎月1日から当月末日までに受領した代金の総額を翌月末日までに乙に対して送金する。顧客が支払停止となり又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき、会社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の申立があったとき、又は会社が解散（合併の場合を除く。）の決議をしたときには甲が乙に対する代金支払債務は消滅し、当該時点以降はいかなる場合にも甲に対して当該代金を請求してはならないことに予め同意する。

(4)甲が追加するその他の方法。この場合、詳細は甲の定めるところによるものとする。

第10条（計算及び支払い）

1.甲は、毎月、(i)当該月末までに第8条に基づき乙が甲に支払うべき月額出店料及び注文手数料、並びに(ii)当該月末までに前条第5項(2)に基づき甲が乙に送金すべき金額を計算する。

2.第1項の計算の結果、乙が甲に支払うべき金額が、甲が乙に支払うべき金額を上回る場合、甲は乙にすみやかにその差額について請求書を発行する。この場合、乙は、第8条に定める支払期限までに当該差額を甲に対して支払う。

3.第1項の計算の結果、乙が甲に支払うべき金額が、甲が乙に支払うべき金額を下回る場合、甲は乙に対して当該金額を通知した上で、前条に定める期限までに乙に支払う。

4.本契約に基づく乙の甲に対する支払いは、甲が予め指定する甲の銀行口座に対する振込送金によるものとする。本契約に基づく甲の乙に対する支払いは、乙が予め指定する乙の銀行口座に対する振込送金によるものとする。いずれの場合も送金手数料は乙の負担とする。

5.各当事者は、所定の期限までに本契約に基づく支払をしない場合、相手方当事者に対し、当該期限から完済日まで年利14.5%の遅延損害金を支払うものとする。

第11条（サービスの一時停止）

乙は、以下の事由により、本契約に基づき甲が提供するサービスが一定期間停止される場合があること、ならびに、これらの事由により、乙の店舗ページ運営に支障が生じると甲が判断した場合には、甲は、混乱防止のために必要となる措置を取ることをあらかじめ承諾し、サービス停止による月額出店料等の返還及び損害の補償等を甲に請求しないこととする。

(1)甲のサーバ、システム、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等

(2)サーバ、システム、ソフトウェア、コンピュータ、通信回線等の事故、障害

(3)その他やむを得ない事情

第12条（著作権等）

1.店舗ページにかかる著作物については、甲が制作したものは甲が、乙が制作したものは乙が、それぞれ著作権を有する。

2.乙は、甲に対し、乙の店舗ページに含まれる著作物その他の情報について、甲が管理サイトのプロモーションまたは本件プラットフォームの運営に関連する業務のために無償で使用することを許諾す

る。

3.乙は、乙以外の第三者が著作権その他の権利を有する情報を店舗ページに掲載する場合、事前に当該第三者から当該情報を本条に従って甲及び乙が使用することについて許諾を受けなければならない。

第13条（顧客情報）

1.甲及び乙は、本契約に関連して取得した顧客の属性、購入履歴その他の顧客情報（以下「顧客情報」という）を自らの業務遂行のためにのみ利用することができる。この場合、個人情報保護法その他の関連法令により要求される手続き及び要件を遵守するものとし、かつ、顧客のプライバシーに配慮しなければならない。

2.乙は、甲所定のプライバシー管理基準に従い、適切なプライバシーポリシーを作成しなければならない。

3.乙は、本契約終了後、甲の管理下にある顧客情報を利用することはできない。また、契約終了にあたって甲の管理下にある顧客情報を抽出してはならない。

第14条（守秘義務）

乙は、本契約の期間中及び終了後において、本契約の内容及び本契約に関連して知り得た甲の機密情報を、善良なる管理者の注意義務を持って取り扱い、甲の事前の書面による承諾なく、第三者に漏洩・開示・提供してはならない。また、乙は、事由のいかんを問わず、本契約が終了した場合には、甲の機密情報を甲の指示に従い、返還、破棄または破壊しなければならない。

第15条（禁止事項）

乙は、以下の行為を行ってはならない。

- (1)犯罪行為及び犯罪を誘発する可能性のある行為
- (2)特定商取引に関する法律、不当景品及び不当表示防止法その他法令の定めに違反する行為
- (3)猥褻物の表示、射幸心をあおる行為、その他公序良俗に反する行為
- (4)日本通信販売協会その他関連する業界団体が定める広告等に関する自主基準に違反する行為
- (5)消費者の判断に錯誤を与えるおそれのある行為
- (6)第三者の財産的権利（知的財産権を含む）、肖像権、名誉・プライバシーその他の権利を侵害する行為
- (7)管理サイト及び本件プラットフォームに含まれる情報の不正な改ざん行為
- (8)コンピューターウイルス等の有害なプログラムの作成または送信等の行為
- (9)店舗ページにおいて、甲の事前の承諾なく外部ページへのリンクを貼ること
- (10)店舗ページまたは管理サイトを本契約の目的と異なる用途に使用すること
- (11)甲と同種または類似の業務を行う行為
- (12)甲のサービス業務の運営・維持を妨げる行為
- (13)その他甲が別途禁止行為として定める行為

第16条（出店停止）

1.甲は、乙が以下のいずれかの事由に該当する場合には、甲の裁量により、乙の店舗ページの表示の停止、乙のコンテンツの削除、出店停止理由の公表その他の必要な措置を取ることができる。この場合、乙は速やかに甲の指示に従い、甲の定める期間内に出店の再開に必要な改善措置をとらなくてはならない。

- (1)本契約またはその他の甲との間で締結された契約に違反したとき
- (2)顧客から商品等の不着、遅延または返金等に関するクレームが頻発したとき
- (3)その他甲が消費者保護の観点などから出店停止等の措置が必要と判断したとき

2.前項に基づき乙が出店停止等の措置を受けている場合であっても、乙は、第8条に基づく月額出店料及び注文手数料の支払義務を負うものとする。

第17条（補償）

1.乙は、以下の事由に起因または関連して生じる第三者（顧客を含む）との間の一切の紛争について、すべて自己の費用と責任により解決するものとし、かかる紛争に関連して甲が被った損害（合理的な弁護士費用を含む）を補償する。

- (1)乙と顧客との間の取引及びコミュニケーション（商品等の誤配、不着、配達遅延によるものを含む）
- (2)乙の商品等（商品等の瑕疵及び欠陥を含む）
- (3)店舗ページ及びその内容
- (4)乙による本契約違反

2.前項記載の第三者との紛争に甲が巻き込まれた場合、甲は自己の判断により和解等を含めた措置をとることができる（但し、義務ではない）。かかる措置に関して甲が合理的な判断に基づき和解金等の支払いを行った場合、かかる支払いは前項記載の甲の損害とみなす。

3.乙と第三者との間の紛争（第1項記載の紛争に限定されない）について、甲が、乙の同意を得ることなく甲自身の判断に基づき当該顧客または第三者に対し、当該紛争に関する情報提供その他の措置をとることがあることにつき乙はあらかじめ同意する。

第18条（免責）

乙は、自己の単独の責任で店舗ページの開設及び商品等の販売等を行うものとする。甲は、乙が店舗ページの開設及び商品等の販売等に関して被った損害（甲のサーバまたはソフトウェアの障害、不具合、誤動作、甲のサービスの中止または停止によるものを含むが、これらに限られない）について、賠償する責を負わない。

第19条（乙による中途解約）

乙は、本契約の期間中いつでも、甲所定の方法により解約希望日の1ヶ月前までに通知を行うことにより、本契約を中途解約することができる。

第20条（甲による解除等）

1.甲は、乙が以下のいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告なしに直ちに本契約を解除することができるが、かつ、解除するか否かにかかわらず、直ちに乙の店舗ページの一部または全部を管理サイト及び本件プラットフォームから削除することができる。

- (1)本契約の条項に違反したとき
- (2)本契約に関連する付随契約を締結している場合に、当該付随契約に違反したとき
- (3)手形または小切手の不渡りが発生したとき
- (4)差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行の申立てまたは滞納処分を受けたとき
- (5)破産、民事再生、会社更生その他類似する倒産または債務整理手続き開始の申立てがなされたとき
- (6)支払不能または支払停止となったとき
- (7)解散または営業停止状態となったとき
- (8)甲から管理責任者に対する連絡が取れなくなったとき
- (9)監督官庁による注意、勧告または処分を受けたとき
- (10)顧客から商品等の不着、遅延または返金等に関するクレームが頻発したとき
- (11)第16条の出店停止の措置の後、所定の期間内に問題が是正されないとき
- (12)その他本契約を継続しがたい重大な事由があるとき

2.甲は、事由のいかんを問わず、解約希望日の1ヶ月前までに乙に通知することにより本契約を解約することができる。

3.本条による解除または解約の通知は、乙の受領拒絶または不在等の場合には、通常到達する時期に到達したものとみなす。

第21条（契約終了の効果）

1.本契約が終了した場合には、甲は乙に対するすべてのサービスの提供を停止する。

2.本契約が終了した場合には、終了原因の如何を問わず、本契約（本契約に関連して附随する契約がある場合には当該契約も含む）に基づき乙により既に支払済みの月額出店料並びにその他の費用及び料金などは一切返還されないものとする。また、解約日までに生じた未払いの注文手数料その他料金及び費用等がある場合には、乙は、これらについて甲の請求後、直ちに支払うものとする。

3.甲は、乙に対して、契約の終了に際して、消費者保護等の観点から合理的に必要な措置をとることを要求できるものとし、乙がこれに従わない場合には、甲は自ら当該措置を行い、費用を要した場合には乙に請求できるものとする。

第22条（業務委託）

本契約の他の規定にかかわらず、甲及び乙は自らの責任において業務の全部または一部を第三者に委託することができる。この場合、甲及び乙は当該第三者に対し、顧客情報の管理その他本規約により自己が負う義務を遵守させるものとし、当該第三者によるいかなる行為に対しても責任を負うものとする。

第23条（譲渡等）

乙は、本契約上の地位並びにこれに基づく権利及び義務の全部または一部を第三者に譲渡することはできない。乙は、本契約に基づき使用を許された店舗ページ、管理サイト及びこれらに関連するシステム等を第三者に使用させてはならない。

第24条（反社会的勢力の排除）

乙は、本契約の申込時において、乙、並びにその役員、関連会社及び下請会社（及び本契約の締結について代理もしくは媒介する者がある場合にはその者）について、以下の事項を保証するとともに、本契約の期間を通じてかかる保証を維持することを確約し、かかる保証違反の場合には、甲は、第20条第1項（1）により直ちに本契約を解除できる。なお、本条において「反社会的勢力」とは、東京都暴力団排除条例第2条第4号に規定される暴力団関係者、及びこれに類似する反社会的な勢力をいう。

- (1)反社会的勢力に該当しないこと
- (2)反社会的勢力による経営への実質的な支配または関与がないこと
- (3)上記条例またはその他の反社会的勢力の排除に関連する法令、条例等に違反したことがないこと
- (4)以下の事項を以下の事項を行っていないこと
 - ア.反社会的勢力との間の取引
 - イ.反社会的勢力に対する利益もしくは便宜の供与
 - ウ.反社会的勢力の利用
 - エ.その他反社会的勢力と密接な関連を有すると認められるその他の行為

第25条（準拠法及び合意管轄）

本規約は日本法に基づき解釈されるものとし、本規約に起因または関連するすべての甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第26条（規約の変更）

- 1.甲は、必要と認めたときには、本規約の内容を変更することができる。
- 2.本規約の変更については、甲が合理的な期間を定めて乙に対して変更を通知し、当該期間経過後も乙が出店を継続した場合には、乙は新しい規約を承認したものとみなし、変更後の規約を適用する。

以上